

令和 3 年第 1 回定例会

教育公安委員会提出資料
(付託議案審査関係資料)

令和 3 年 4 月 22 日

教 育 委 員 会

目 次

教職員給与課

- ・教育長の給与及び旅費等に関する条例の
一部を改正する条例案について 1

教育長の給与及び旅費等に関する条例の 一部を改正する条例案について

教職員給与課

1 改正理由

現下の経済状況並びに知事等の給料月額及び期末手当を減額する特例措置に鑑み、教育長の給料月額及び期末手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を継続する必要がある。

2 改正内容

- (1) 教育長の給料月額を減額する特例措置の適用期限を令和7年4月30日（現行令和3年4月30日）まで延長することとする。（附則第2項関係）
- (2) 教育長の期末手当の額を減額する特例措置の適用期限を令和6年12月（現行令和2年12月）まで延長することとする。（附則第3項関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
1 附則 2 教育長の給料月額、平成二十六年十一月一日から令和七年四月三十日までの間に係るものに限り、第二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から当該給料月額に百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。 3 教育長の期末手当の額は、平成二十九年六月から令和六年十二月までの間に支給するものに限り、第三条及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。 4 略	1 附則 2 教育長の給料月額は、平成二十六年十一月一日から令和三年四月三十日までの間に係るものに限り、第二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から当該給料月額に百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。 3 教育長の期末手当の額は、平成二十九年六月から令和二年十二月までの間に支給するものに限り、第三条及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。 4 略